

# 国民健康保険料等の負担を軽減

## 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)令和2年3月31日から令和3年3月30日までで失業した人

■国保料 離職日翌日の属する月から令和4年3月まで

■高額療養費負担限度額等 離職月の翌月から令和4年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

問 国保医療課 国保係 (☎983-2962)

## 国民健康保険で柔道整復師(整骨院)による施術を受けられる人へ



柔道整復師による施術は、保険給付対象になるものとならないものがあります。

保険給付対象とならない施術を受けた場合には被保険者証は使えませんので、ご注意ください。

### 保険が使えるとき

- ▶ 外傷性のねんざ・打撲(スポーツによるねんざ等)
- ▶ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ▶ 応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には、医師の同意が必要)

### 保険が使えないとき(全額自己負担)

- ▶ 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛
- ▶ スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労
- ▶ 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
- ▶ 保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ▶ 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

### 医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

### 減額要件

- ▽ 昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
- ▽ 令和4年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

### 減額期間

- 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産税額を減額します。
- ▽ 令和4年3月31日までに改修工事が完了し1年間
- ▽ 通行障害既耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了し2年間

### 減額する額

- 1戸当たり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額
- 2分の1を減額(平成29年4月1日以降に改修し、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2)

### 手続き

- 改修工事が完了後3カ月以内に、次の書類を提出してください。
- ▽ 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ▽ 地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した工事を示す証明書

### 証明書

- ▽ 工事関係書類(工事明細書・領収書の写しなど)
- ※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。
- ※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。

問 税務課 資産税係 (☎983-2480)

## 市税・国民健康保険料等の納付は便利な口座振替のご利用を!

固定資産税(第4期分)・国民健康保険料(第6期分)の納期限は11月30日(火)です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(Pay Pay、LINE Pay)、市役所で納付してください。

口座振替は納期限の日に自動的に振替しますので、納め忘れがなく、便利です。

口座振替を希望される人は、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)または税務課収納係へご提出ください。ご自宅へ同依頼書を郵送することもできますので、税務課収納係までご連絡ください。

11月15日(月)までに手続きすると、12月28日(火)が納期

の市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)から振り替えできます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

問 税務課 収納係 (☎983・2481)

## コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます(マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です)。

■取得できる証明書

- カード所有者本人分の令和3年度所得証明書、課税(非課税)証明書
- ※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

■サービスの利用時間

- 午前6時30分～午後11時(土・日・祝日含む)
- ※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■交付手数料

- 1通300円
- ※ご不明な点はお問い合わせください。

問 税務課 市民税係 (☎983-1113)

●「税を考える週間」絵画展

11月11日(木)～17日(水)は税を考える週間です。市では、この期間中に「税金でつくられているもの」をテーマに市内小学生が描いた絵画を展示します。

期間 11月11日(木)～18日(木) ※13日(土)、17日(水)は除く。

場所 文化センター1階ロビー

問 税務課 市民税係 (☎983-1113)